

告示

埼玉県告示第千五百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
大宮公園駐車場	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 三井不動産リアルティ株式会社 代表取締役 遠藤 靖	令和三年 十二月一日 から 令和六年 十月十一 日まで